

「消費者啓発の標語」を募集します!

消費者トラブルが多様化、深刻化する中、消費者一人ひとりが、消費者被害にあわないよう、正しい知識を身につけるとともに、その知識を適切な行動に結びつけ、より安心・安全な社会をつくるのが、今、求められています。

山口県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、「消費者月間」である5月を中心に、消費者啓発の標語を募集します。

① 募集部門

- A エシカル消費啓発部門
- B 高齢消費者被害防止啓発部門
- C 若年者の消費者意識啓発部門

② 応募資格

山口県内に居住又は通勤・通学されている方

③ 応募作品

標語の字数は30字以内とし、自作で未発表のものに限ります。

④ 応募方法

- ① 1人につき各部門1点(計3点)まで応募できます。
- ② 住所、氏名(ふりがな)、年齢・学年、電話番号、学校名・団体名、作品ごとに応募部門(A～C)を御記入ください。
- ③ はがき、封書又はメールでお送りください。メールの場合は、送信件名は「消費者啓発標語の応募」としてください。(送信件名が異なると受信できない可能性があります。)

※個人のほか、学校・団体等からの御応募も多数お待ちしております。

～「エシカル消費」とは～
「倫理的消費」ともいい、
フェアトレード商品やエコ商品、
リサイクル製品、被災地産品など、
人や社会、地球環境のことに配慮して作られたものを、積極的に購入又は消費すること。



消費者教育推進大使
ちよるる

〒753-8501

山口市滝町1番1号

山口県消費生活センター消費者政策班

電話 083-933-2608

E-mail a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syouhi/hyougo.html>

応募先・問い合わせ先



⑤ 応募締切

令和3年6月30日(水)(当日消印有効)

⑥ 入選作品の決定及び表彰

各部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を各1点決定します。入選作品については、各入選者に通知の上、表彰し、記念品を贈呈する予定です。

⑦ 入選作品の活用等について

入選作品については、山口県消費生活センターホームページへの掲載など各種啓発資料等で活用します。

応募いただいた個人情報は、本募集に係る事務以外には使用しません。なお、入選作品に選ばれた方は、お住まいの市町(在学中の方は学校名・学年)、氏名を発表しますので、御了承ください。